

第3章 計画の基本的な考えかた

1. 計画の基本理念

箕面市福祉のまち総合条例（平成8年箕面市条例第8号）は、「福祉社会は、障害のある市民、高齢の市民をはじめとするすべての市民が、一人の人間として尊重され、地域で学び、働き、豊かにいきいきと暮らしていける障壁のない社会でなければならない。」と宣言しています。

箕面市高齢者等介護総合条例（平成12年箕面市条例第26号）の基本理念には、「すべての高齢者等は、個人としてその尊厳が重んじられ、その家族の有無、介護を必要とする状態の程度その他の社会的、経済的、身体的または精神的状態にかかわらず、その尊厳にふさわしい自立した日常生活を営むことができるよう介護サービス及び保健福祉サービスを利用する権利を有し、利用しようとする介護サービス及び保健福祉サービスを自ら選択し、介護サービスを自ら決定する権利を有する。」とされています。

本格的な超高齢社会の到来をふまえ、これまで取り組んできた「地域包括ケアシステム」体制の構築に加えて、第7期計画から国が目標として設定した「地域共生社会の実現」を進めていく必要があります。地域の医療や介護サービス、地域社会の助け合いなどの様々な地域資源を総動員して、必要なかたに必要な支援が本市の特性に応じて提供される仕組みづくりとあわせて、高齢者に限らず地域のすべての住民を対象とした支え合いの地域づくりを進めることが重要です。

従って、本計画においても、これまでに引き続き、すべての人々が人権を尊重され、安心して自立した日常生活を送ることができる社会の実現に向け、「ノーマライゼーション^{※10}社会の実現」を計画の基本理念とします。

さらに、第7期計画に引き続き、「介護予防と健康長寿の積極的な推進」が重要な課題となっています。介護などのサポートが必要なかたには必要なサービスを提供し、地域での安心な日常生活を支えるとともに、元気なかたはできる限り要介護・要支援に至ることなく、その元気を維持・増進し、健康で生きがいを持ってはつらつと活躍・活動できる「元気で健康長寿のかたが多い」まちづくりをめざします。

そのため、医療や介護、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供される「地域包括ケアシステムの推進」の取組とあわせて、生涯にわたる健康づくりや生きがいづくりを支援し、社会参加・余暇活動などの機会を強化するなど、「介護予防と健康長寿」を共通のコンセプトとして、市の様々な施策を総合的に推進していきます。

※10 社会福祉の分野において、障害の有無や性別、年齢の違いなどによって区別をされることなく、主体的に、当たり前、生活や権利の保障されたバリアフリーな環境を整えていく考えかたを意味する言葉。

2. 計画の基本目標

「安全・安心でみんながいきいき暮らすまち」をめざすため、本市の高齢者保健福祉施策の方向性を示す具体的な目標として、第7期計画に引き続き、次の3つを基本目標とします。

基本目標1 いきいきとした暮らしの実現

高齢者をはじめとするすべての市民が、尊厳を持ち自由な意思に基づき、自発的に社会参加活動を行い、地域のコミュニティとのつながりを持ち、健康の保持・増進に努め、必要なときに必要なサービスを自己選択・自己決定に基づき利用できる「いきいきとした暮らし」の実現をめざします。

基本目標2 安心な暮らしの実現

高齢者をはじめとするすべての市民が、地域の中で孤立することなく、必要なときに、必要な保健・医療・福祉・介護等のサービスを受けながら、住み慣れた地域で自立した日常生活を継続できる「安心な暮らし」の実現をめざします。

基本目標3 支え合う暮らしの実現

高齢者をはじめとするすべての市民が、地域で暮らす一人ひとりの多様性を認め合い、地域社会を構成する一員として相互の連帯を深め、助け合うことにより、すべての市民が一人の人間として尊重され、地域で孤立することのない「支え合う暮らし」の実現をめざします。

3. 計画の重点施策

重点施策1 健康で生きがいのある暮らしの推進

- 「保健事業と介護予防事業の一体的実施」による、身近で効果的な健康づくりの推進
- 介護予防・重度化防止の取組の継続と、状態像に応じたアプローチ及び健康意識や介護予防の関心の度合いに応じた段階的アプローチの推進
- 住民主体の介護予防活動の育成・支援の継続、P D C Aサイクルによる定期的な評価、改善
- 文化活動・スポーツ活動・レクリエーション活動などの生涯学習活動による生きがいづくり、交流・仲間づくりの支援及びボランティア活動や就労的活動の促進

重点施策2 地域包括ケアシステムの推進

- 地域での困りごとを我が事と受け止める意識の醸成、多様な住民による支え合う地域づくりをめざした地域包括ケアシステムの推進
- 基幹型、機能強化型、従来型の3つの機能を担う地域包括支援センターの体制・機能強化と、地域ケア会議を活用した地域課題の把握と地域づくり
- 生活支援コーディネーターによる高齢者の生活支援・介護予防サービス提供体制の充実
- 在宅医療コーディネート機能の充実による在宅医療と介護の連携強化、大阪府地域医療構想の影響に伴い今後増加する介護サービス提供体制の整備
- 高齢者の虐待防止策の推進、権利擁護を推進する各種制度の活用促進

重点施策3 認知症高齢者支援策の充実

- 認知症に関する正しい情報の普及啓発や健康教育、生活習慣病対策、認知症予防推進員の養成、認知症予防自主グループへの支援などによる認知症予防と啓発の推進
- 認知機能の低下サインへの気づきの促し、医療機関や地域包括支援センターへのつなぎ、認知症初期集中支援チームなどによる認知症の早期発見・早期対応の推進
- ひとり歩き・行方不明対策、認知症サポーター等の養成、認知症のかたの交流場所の確保、家族介護者支援などによる認知症高齢者の地域の見守り・支援体制の充実

重点施策4 介護サービスの質の確保・向上と適正・円滑な運営

- 高齢者一人ひとりの状態に応じた適切な介護サービスの提供、地域密着型サービスなどの介護サービス基盤の充実
- 介護サービス事業者への適切な指導・助言、事業者間の相互連携の支援、各種研修情報の提供等による介護サービスの質の向上、介護人材確保や業務効率化の取組の推進
- 関係機関との連携強化の推進、総合相談から適切な専門機関につなぐ相談体制の充実、利用者や事業者にとってわかりやすく迅速な情報提供
- 介護給付の適正化の推進、実績評価や改善・見直し等のP D C Aサイクルの推進

重点施策5 安全・安心のまちづくりの推進

- バリアフリー化や、ユニバーサルデザインに基づいた整備の推進、誰もが安全に安心して生活できる障壁のないまちづくりの推進
- 住宅改修等に関する相談・支援の充実、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの状況把握と適切なサービス利用等の促進
- 関係機関や庁内関係部署等との連携による、地域における防災や災害時支援、感染症対策の取組の推進

4. 計画の施策体系

基本理念	基本目標		重点施策	施策・事業の内容
ノーマライゼーション社会の実現	いきいきとした暮らしの実現	支え合う暮らしの実現	1. 健康で生きがいのある暮らしの推進	(1) 健康づくりと生活習慣病予防の推進
				(2) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
				(3) 一般介護予防事業の推進
				(4) 生きがい支援の充実、社会参加・参画の促進
	安心な暮らしの実現		2. 地域包括ケアシステムの推進	(1) 地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係性
				(2) 地域包括支援センターの機能・体制強化
				(3) 総合事業の推進
				(4) 生活支援体制整備の推進
				(5) 在宅医療と介護の連携強化
				(6) 権利擁護の推進
	3. 認知症高齢者支援策の充実		(1) 認知症予防と啓発の推進	
			(2) 認知症の早期発見・早期対応の推進	
			(3) 認知症高齢者の見守り・支援体制の強化	
	4. 介護サービスの質の確保・向上と適正・円滑な運営		(1) 介護サービスの提供	
			(2) 介護サービスの基盤の充実と質の確保・向上	
			(3) 包括的な相談支援体制等の充実	
			(4) 介護保険事業の適正かつ円滑な運営	
	5. 安全・安心のまちづくりの推進		(1) 福祉のまちづくりの推進	
			(2) 高齢者の住環境の整備	
			(3) 災害や感染症対策に係る高齢者支援体制の確立	